

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(定義)</p> <p><b>第5条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>青少年 18歳に満たない者をいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(質物の受入れの制限)</p> <p><b>第16条</b> 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品を質に<u>取って</u>はならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p><b>第17条の2</b> 何人も、青少年に対し、<u>淫らな性行為</u>又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(着用済み下着等の買受け等の禁止)</p> <p><b>第17条の3</b> 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年の<u>唾液</u>若しくはふん尿（青少年がこれらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第5条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻した女子を除く。）をいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(質物の受入れの制限)</p> <p><b>第16条</b> 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品を質に<u>とって</u>はならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p><b>第17条の2</b> 何人も、青少年に対し、<u>みだらな性行為</u>又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(着用済み下着等の買受け等の禁止)</p> <p><b>第17条の3</b> 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年の<u>だ液</u>若しくはふん尿（青少年がこれらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。</p>

(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止)

**第18条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) (略)
- (3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (4) 賭博、飲酒又は喫煙
- (5)・(6) (略)

(非行助長行為の禁止)

**第18条の2** 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為、道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条（共同危険行為等の禁止）に規定する行為若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、唆し、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 (略)

(勧誘行為の禁止)

**第18条の4** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年が一度着用した下着又は青少年の唾液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- (2)・(3) (略)

(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止)

**第18条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) (略)
- (3) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (4) とばく、飲酒又は喫煙
- (5)・(6) (略)

(非行助長行為の禁止)

**第18条の2** 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為、道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条（共同危険行為等の禁止）に規定する行為若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 (略)

(勧誘行為の禁止)

**第18条の4** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- (2)・(3) (略)